

○盛岡市介護施設等整備事業費補助金交付要綱

令和3年3月29日告示第186号

盛岡市介護施設等整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 介護施設等における介護サービス提供体制の整備の促進を図るため、補助事業者が介護施設等の整備事業を行う場合に必要な経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において「介護施設等」とは、次に掲げる事業所又は施設をいう。

- (1) 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）
- (2) 介護保険法（平成9年法第123号）第8条第9項に規定する短期入所生活介護を提供する事業所
- (3) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護を提供する事業所
- (4) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (5) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (6) 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）
- (7) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（次号に掲げる介護施設等を除く。）
- (9) 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）附則第2項第1号に規定する軽費老人ホームA型又は同項第2号に規定する軽費老人ホームB型
- (10) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を提供する施設
- (11) 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する事業所
- (12) 介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを提供する事業所
- (13) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (14) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- (15) 介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業所
- (16) 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護を提供する事業所
- (17) 要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。以下同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点となる事業所（地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙別記1(1)イ(イ)③に規定する通所型サービスB、別紙別記1(1)イ(イ)④に規定する通所型サービスC及び別紙別記1(2)に規定する一般介護予防事業を行う拠点となる事業所を含む。）
- (18) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (19) 介護に関連する施設又は事業所の職員の利用を対象とした保育に係る施設のうち市長が認めた施設
- (20) 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護（同法第71条第1項及び第72条第1項の規定により指定があったものとみなされた者が提供するものを除く。）を提供する事業所

2 この告示において「整備事業」とは、次の各号掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 地域密着型サービス等施設等整備事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める介護施設等に対して行う地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知。以下「要領」という。）別記1-1の2(1)アに規定する事業をいう。
  - ア 空き家を活用した地域密着型サービス等施設等整備事業を行う場合 前項第10号から第12号まで（前項第11号に掲げる介護施設等については盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、前項第12号に掲げる介護施設等については指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下この号及び第6号において同じ。）及び第16号に掲げる介護施設等
  - イ ア以外の地域密着型サービス等施設等整備事業を行う場合 定員が29人以下の前項第1号、第4号、第5号及び第7号に掲げる介護施設等（前項第1号に掲げる介護施設等については指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設、前項第4号に掲げる介護施設等については盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）第3条第6項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設、前項第7号に規定する介護施設等については盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）第12条第6項に規定するサテライト型養護老人ホームを含む。第6号において同じ。）、前項第2号に掲げる介護施設等（前項第1号に掲げる施設と併せて整備される事業所又は老人福祉法第10条の4第1項第3号の措置を受けた者を短期間入所させ、養護するために整備される事業所に限る。）、特定施設入居者生活介護（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の指定を受けた定員29人以下の前項第9号に掲げる介護施設等並びに前項第10号から第12号まで及び第15号から第19号までに掲げる介護施設等
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める介護施設等に対して行う要領別記1-1の2(2)に規定する事業をいう。
  - ア 他の介護施設等への転換に係る整備を行う場合 指定介護療養型医療施設から転換を行う前項第1号、第4号、第5号及び第9号から第14号までに掲げる介護施設等、前項第1号に掲げる介護施設等と併せて整備される前項第2号に掲げる介護施設等並びに盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第25号）附則第5項に規定する介護療養型老人保健施設から転換を行う前項第5号に掲げる介護施設等
  - イ ア以外の介護施設等の施設開設準備経費支援事業を行う場合 前項第1号、第4号、第5号、第7号、第10号から第12号まで、第15号及び第19号に掲げる介護施設等、前項第1号に規定する施設と併せて整備される前項第2号に掲げる介護施設等、特定施設入居者生活介護の指定を受けた前項第9号、第13号及び第14号に掲げる介護施設等並びに緊急時の訪問看護に係る体制の整備、サービス提供の範囲の拡大のための職員の増員、本体となる事業所とは別にサービスの提供等を行う出張所等の設置等を目的とした整備を行う前項第20号に掲げる介護施設等
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 前項第1号、第4号、第5号、第7号、第10号から第12号まで及び第19号に掲げる介護施設等、前項第2号に掲げる介護施設等（前項第1号に規定する施設と併せて整備される事業所又は本体となる施設と一体的に運営される施設であって、本体となる施設と併せて整備される前項第2号に掲げる介護施設等については老人福祉法第10条の4第1項第3号の措置を受けた者を短期間入所させ、養護するために整備される事業所に限る。第8号において同じ。）、特定施設入居者生活介護の指定を受けた前項第9号に掲げる介護施設等並びに本体となる施設と一体的に運営される施設であって、本体となる施設と併せて整備される前項第15号から第18号までに掲げる介護施設等に対して行う要領別記1-1の2(3)に規定する事業をいう。
- (4) 介護施設等ユニット改修等支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める介護施設等に対して行う要領別記1-1の2(4)に規定する事業をいう。
  - ア 既存の施設をユニット改修（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設に改修することをいう。以下同じ。）する場合 前項第1号、第4号及び第5号に掲げる介護施設等
  - イ 指定介護療養型医療施設からの改修により転換される施設をユニット改修する場合 前項第1号、第4号、第5号、第9号及び第10号に掲げる介護施設等

- ウ 1の居室の定員が2人以上の居室のプライバシーを確保するための改修をする場合 前項第1号に掲げる介護施設等及び前項第1号に掲げる施設と併せて整備される前項第2号に掲げる介護施設等
- エ 他の介護施設等への転換に係る整備を行う場合 前項第1号、第4号、第5号及び第9号から第14号までに掲げる介護施設等並びに前項第1号に掲げる施設と併せて整備される前項第2号に掲げる介護施設等
- (5) 簡易陰圧装置・換気設備設置経費支援事業 前項第1号から第14号までに掲げる介護施設等に対して行う要領別記1-1の2(6)ウに規定する事業をいう。
- (6) 地域密着型サービス施設等整備事業(在宅・施設サービスの加速化分) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める介護施設等に対して行う要領別記1-2の2(1)アに規定する事業をいう。
- ア 空き家を活用した地域密着型サービス等施設等整備事業を行う場合 前項第10号から第12号まで及び第16号に掲げる介護施設等
- イ ア以外の地域密着型サービス等施設等整備事業を行う場合 定員が29人以下の前項第1号、第4号、第5号及び第7号に掲げる介護施設等、前項第2号に掲げる介護施設等(前項第1号に掲げる施設と併せて整備される事業所に限る。)、特定施設入居者生活介護の指定を受けた定員29人以下の前項第9号に掲げる介護施設等並びに第10号から第12号まで、第15号及び第19号に掲げる介護施設等
- (7) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業(在宅・施設サービスの加速化分) 前項第1号、第4号、第5号、第7号、第10号から第12号まで、第15号及び第19号に掲げる介護施設等、前項第1号に掲げる施設と併せて整備される前項第2号に掲げる介護施設等、特定施設入居者生活介護の指定を受けた前項第9号並びに第13号及び第14号に掲げる介護施設等に対して行う要領別記1-2の2(2)アに規定する事業をいう。
- (8) 定期借地権設定のための一時金の支援事業(在宅・施設サービスの加速化分) 前項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第10号から第12号まで及び第19号に掲げる介護施設等、特定施設入居者生活介護の指定を受けた前項第9号に掲げる介護施設等並びに本体となる施設と一体的に運営される施設であって、本体となる施設と併せて整備される前項第15号から第18号までに掲げる介護施設等に対して行う要領別記1-2の2(3)に規定する事業をいう。
- 3 この告示において「補助事業者」とは、介護施設等を運営する事業者であって、介護施設等の施設整備を実施するもののうち、市長が補助事業者として適当であると別に認めたものをいう。
- (補助金の交付の対象及び補助額)
- 第3 第1に規定する経費は、補助事業者が介護施設等の整備事業に要する経費であって、要領別記1-1の別表1-1(1)から(4)まで及び(6)の第4欄に定める対象経費及び要領別記1-2の別表1-2(1)から(3)までの第4欄に定める対象経費とし、これに対する補助額は、次の各号に掲げる整備事業の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- (1) 第2第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる整備事業 要領別記1-1の別表1-1(1)、(2)、(4)及び(6)の第1欄の区分ごとに、当該第2欄に定める配分基礎単価に当該第3欄に定める単位数を乗じて得た額と当該第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか低い額
- (2) 第2第2項第3号に掲げる整備事業 要領別記1-1の別表1-1(3)の第1欄の区分ごとに、当該第2欄に定める配分基準と当該第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか低い額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 第2第2項第6号及び第7号に掲げる整備事業 要領別記1-2の別表1-2(1)及び(2)の第1欄の区分ごとに、当該第2欄に定める配分基礎単価に当該第3欄に定める単位数を乗じて得た額と当該第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか低い額
- (4) 第2第2項第8号に掲げる整備事業 要領別記1-2の別表1-2(3)の第1欄の区分ごとに、当該第2欄に定める配分基準と当該第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか低い額に2分の1を乗じて得た額
- (補助の実施期限)
- 第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和3年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。
- 2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。
- (1) 当該補助金により整備された介護施設等の数
- (2) 当該補助金により整備された介護施設等に入所した者及び当該介護施設等の利用を開始した者の数
- (3) 市の区域内に住所を有する者のうち、第2第1項第1号、第4号から第6号まで及び第10号に掲げる介護施設等に入所の申込みをした人数に対する当該介護施設等に入所が決定した者の人数の割合
- (交付決定前の事前着手)
- 第5 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をした者は、規則第5条の規定による交付の決定前に対象事業に着手する必要がある場合は、あらかじめ、盛岡市介護施設等整備事業事前着手届を提出しなければならない。
- 2 前項の届出をした者は、規則第5条の規定による交付の決定前に対象事業に着手したことによって生じたあらゆる損失等に係る責任を負うものとする。
- (申請の取下期日)
- 第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。
- (提出書類)
- 第7 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。
- 制定文 抄
- 令和2年4月1日から適用する。ただし、第2第2項第5号の規定は、同月30日から適用する。

別表(第7関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 その他市長が必要と認める書類	1部 1部	別に定める。
規則第9条第1項	1 補助事業変更承認申請書 2 その他市長が必要と認める書類	1部	変更しようとする日の7日前
規則第9条第2項	1 補助事業中止(廃止)承認申請書 2 その他市長が必要と認める書類	1部	中止し,又は廃止しようとする日の7日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書の受領後14日以内
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	財産の処分をしようとする日の7日前